

地方交付税削減に対する意見書

2013年度地方財政対策は、地方が強く訴えてきた一般財源総額確保の要請に応え、緊急防災・減災事業や地域の元気づくり事業の需要の積み上げや、地方交付税の別枠加算が確保されたものの、通常収支分の地方交付税が削減されたところである。

緊急経済対策や大胆な「15ヶ月予算」の円滑かつ迅速な実行により、国と地方が協働して地域経済の活性化に取り組もうとしている一方で、この10年あまり国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めると共に、それを前提として地方交付税を削減したことは、財政力の弱い自治体ほどその影響を大きく受け、「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」との国と地方の共通認識からも極めて問題である。地方公務員給与の削減は、中小企業、地場産業で働く人達にも影響し、地方経済の疲弊を深刻なものにし、「デフレ脱却」に逆行する。

本来、地方公務員の給与については、地方自治の本旨の下、議会や住民の意思に基づき、自主的に定められるものである。国が地方公務員の給与削減を強制することは「地方自治の本旨」の根幹に関わる問題であると共に、地方分権に逆行するものである。

ましてや、地方交付税を利用しての削減を要請することは、地方の固有の財源という性格を否定するものであり、地域間の財源の均衡を図る地方交付税の目的からして断じて行うべきでない。

よって、国会及び政府に対し、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 地方分権の推進、地方税財源の確保・充実に逆行し、地方との十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減する今回のような措置は行わないこと。
- 2 本来、地方公務員の給与は、地方公務員法により個々の自治体の条例に基づき、自主的に決定されるものであり、その自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月24日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	平田	健二	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
総務大臣	新藤	義孝	様
内閣官房長官	菅	義偉	様